

主制作事業を行わない、専門の制作部門を持たないホールにおいては、舞台技術部門が、実質的に運営全般に関わる業務を、全て行うという状況になってしまう可能性がある。

また、舞台技術から派生し、ホールの電気関係全般、騒音や客席の温度管理に関わるために空調設備、さらに安全管理の面から防火管理についても舞台技術部門が担当せざるを得ないケースがある。

さらに、舞台技術部門自体を運営するための事務的業務、人事研修等の企画・計画についても専門性が必要とされ、技術部門に関わる事務的業務についても技術部門自身でなければ行えない状況もある。

このように、舞台技術部門は、貸館が主体のホールであっても、舞台設備や機器の管理だけに業務がとどまるものではない。むしろ、貸館が主体であれば他に制作部門などの専門性の必要な職員がいないことが多く、専門性を持った職員として舞台技術職員の業務が大きくなる。

その結果、ホールを利用して行われている様々の事業の実状や住民の細かなニーズ等を、技術職員だけが把握しているという状況になりやすい。そこで実態に関わらず、複数のホールの技術部門と運営部門を別系統に統合すると、地域での活動状況などの情報が、ホール運営を行う部門に入ってこないで、状況に応じた事業企画や運営ができなくなる、ということも起こりうる。

これは、事業系や制作系の部門も含めた、公立ホール運営のあり方と組織体制そのものが問われる問題でもあろう。

2. ホールの管理・運營業務と演出を支援する業務の分離に伴う問題

制作・上演する団体は、常に同じ会場を使用しているわけではないため、利用するホールの機能や性格を必ずしも十分に把握しているわけではない。そのため、そのホールにとっては不適切な利用方法を希望する場合もありうる。

そのような場合、単に使用を制限するのではなく、表現を可能にするために他の適切な選択肢を提案することが、舞台技術者の職能としては相応しいと考えられ、管理業務にはそのような役割も含まれているはずである。

そのためには、制作・上演団体とホール付きの技術者の双方が舞台設備についてのみ理解を深めるものではなく、表現手法についてもよく知り、同じような技術力を持って、よりよい舞台を作るという共通の目的意識を持てる必要がある。

ところが、管理業務に専念するホール付きの舞台技術者は、舞台作品の創造活動や上演活動に参加する機会が極めて限られてしまう。舞台技術者にとっては、演出の意図にあわせた表現を実現するということが職能の重要な一部である。公立ホールが「場」を提供する施設である、という考える場合、舞台技術部門の人的サービスを含めた機能ではなく、単に施設や舞台設備だけを貸すことだと解釈されると、ホール付きの舞台技術職員は、舞台設備や機材の管理以外に行ってはならないことになる。そして、表現に関わるという舞台技術者として職能上のモチベーションが失われ、表現を保証するという目的意識も損なわれてしまうおそれがある。

(1) 過剰な利用制限や規制のおそれ

ホールの舞台技術部門は、単に舞台設備や機材を守るための管理を行うことと狭く解釈されると、より適切な舞台設備や機器の積極的な利用を促進することによって演出表現を可能にするという行為は、業務の範囲を逸脱していると考えられるおそれがある。また、提案した方法によって失敗した場合や事故を起こした場合には、ホールとして責任を取ることができないため、積極的な関わり方を控えるようになってしまう。

このようにして、表現を可能にするという目的意識が損なわれてしまうと、安全確保だけが前面に出てしまい、ホールの舞台技術部門は利用についての規制しかしないということになりかねない。

もとより、ホールにおける事故は、仕込みやバラシの過程で発生する可能性が最も高く、十分な知識と経験に培われた安全な手順さえ踏めば、規制しなければならない表現手法は、そう多くはないはずである。しかしながら、その安全なプロセスを示さずに表現手法を規制してしまうと、結果として、表現を規制してしまうということにつながりかねない。

つまり、高い性能を持った施設や舞台設備を導入しながら、十分に使いこなすことのできる知識や経験がないことから、活用の範囲を規制するという矛盾を起こしていることに他ならない。

さらに、上演に関与しないという意味を狭くとると、「表現のための管理者」ではなく、「管理のための管理者」になってしまいかねず、ホール本来の用途のための運営が規制されることになる。

(2) 管理に専念することによる舞台技術者の職能の未整備

ホールの職員の業務を、施設や舞台設備の管理のみとらえた場合、制作や上演に関わる専門知識や技能などの創造活動に関わる専門性が見落とされがちである。

ホールでは、普段、舞台設備や機材を、予め最も多く使用される基本的なパターンに配置している（「常」といわれることもある）。利用者が専門家に依頼しない限り、この状態のままでは舞台設備は使わせないようにし、危険のともなう作業は極力避けるようにする、そして舞台設備や機器のメンテナンスは定期的に行われるメーカーの保守点検のみに依存する、という運営でいいというのであれば、ホールの職員は施設と舞台設備を管理するだけでも、ホールを稼働させることは可能になるかもしれない。

しかし、このような運営方法が、後でも述べるように、公立ホールが地域の創造活動の拠点として期待されるように変化してきている中で、相応しいものかは疑問が残る。

利用者が創造活動を行い、様々の表現を行うことを保証し、安全の確保について適切な支援を行うには、表現の内容や利用者の技術レベル等が理解できる舞台技術者の存在が不可欠なのである。

ホールの技術部門を総括する立場には、舞台監督として十分な経験と知識があり、もちろん技術を持つ人材を置くケースが多い。舞台監督は、制作・上演に関わる業務であるために、施設の管理が主体になりがちで貸館が主体の公立ホールにおいては、舞台監督の業務自体を常勤職員として必要とすることは極めてまれである。それにも関わらず、ホールの技術部門の総括のために、舞台監督としての資質が必要であるのは、舞台技術の各分野相互の理解や、制作・上演に関する専門知識が必要とされる舞台監督の知識や技能が、管理業務を総括する立場においても必要とされているからである。

3. 舞台技術を住民に開放する上での課題

いわゆる貸館事業は、ほとんどの公立ホールで行われており、住民の創造活動に利用されている。

また、地域での創造活動の展開をはかる上で、住民の多様な活動をすすめることは大切であり、自主事業として、単に他で制作された作品を上演するだけでなく、地域の住民も参加して作品を作るホールも多い。

しかし、住民のホール利用をすすめる上での舞台技術部門の課題がいくつかあげられる。